

所沢市議会基本条例の一部を改正する条例

所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条第2項中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）」を「本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ）」に改める。

「第8章 政務調査費」を「第8章 政務活動費」に改める。

第16条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「所沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を「所沢市議会政務活動費の交付に関する条例」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。